

# 点検商法にご注意ください



業者が「無料点検してあげる」と言って、住宅などの点検をした後、高額な契約を勧める商法を点検商法といいます。

## 【事例】

近所で屋根の塗装をしているという業者が来て「お宅の屋根が浮いているので気になるから無料で点検してあげる」と言われた。点検後に作業員から撮影した写真を見せられて、このままでは雨漏りするので工事をした方がいいと言われた。50年以上前に建てた家なので不安になり約100万円の屋根の補修と塗装工事を契約した。知人の工務店に相談したら高額すぎると言われたので解約したい。

## 【トラブルにあわないために】

訪問販売の点検商法は、住宅の補修工事の他に、羽毛布団の点検に来た業者から布団の仕立て直しや寝具、押入れ用除湿剤を勧められるケースなどもあります。

## 【クーリング・オフ(無条件解約)の利用】

訪問販売の場合は、契約内容が書かれた契約書などの書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。解約の理由は必要なく、商品を受け取った後やサービス提供後であっても解約できます。

ハガキなどの書面で通知し、発信記録を残すためにコピーをとって特定記録郵便で出しましょう。

## チー坊の わん!ポイントアドバイス

点検商法は、「無料」と言って、点検した後、高額な契約を勧めるワン！  
訪問販売は、契約書などを受け取ってから8日間は、クーリング・オフができるワン！

